

税理士賠償責任事例（ビデオ研修）

～ 所得・法人税編 ～

近畿税理士会 天王寺支部

収録場所：たかつガーデン

収録日：令和3年8月27日 金曜日

講師：近畿税理士会業務対策部

税理士賠償責任事例：所得税・法人税編

税理士に求められている注意義務

民法

(善管注意義務)

第 644 条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

善管注意義務は、一般的には「その人の職業、経歴、生活状況等に応じて社会通念上要求される程度の注意をいう」とされ、税理士などの専門家には、当該職務の社会的使命などにかんがみ、一般的に求められるものよりも高度な義務が要求される。この善管注意義務は、税理士業務をめぐる賠償問題の重要なポイントの一つとなっている。

税理士等が当該業務を遂行するにあたって要求される義務には、①高度注意義務、②忠実義務、③指導・助言・説明・情報提供義務、④業務補助者（使用人等）に対する指導・監督義務等があるが、この範囲、内容は拡大される傾向にある。

税理士に求められる善管注意義務の中身

(1) 高度注意義務

専門家として租税に関する法令に精通している税理士は、当該業務に際しては、一般人に比較して、より高度で広範囲の注意義務が求められる。

(2) 忠実義務

税理士等の業務は、依頼者が述べた事実や提示した範囲内で業務を遂行すれば足りるものではなく、税務の専門家として、更に深く事実関係を究明し、とるべき方法が複数ある場合には、納税義務者に最も有利な方法を選択することが要求される。

(3) 指導・助言・説明・情報提供義務

納税義務者は税理士を信頼し自己の適正な納税義務を履行するために税理士等に依頼するのであるから、税理士等は業務遂行にあたっては、納税義務者に正確な租税の情報を提供し、十分説明しなければならない。

(4) 使用人等に対する指導・監督義務

使用人等が行う補助業務は、税理士等の業務の一環であり、使用人等も高度な注意義務が要求されることとなる。したがって、使用人の過失に起因するものであっても、税理士等の債務不履行として民事責任が問われる。

税理士の専門家責任に対する対応

(1) 契約書の作成

文書による契約書の締結を励行するとともに、既関与で契約書が作成困難なものは、改めて、委嘱事項について再点検を行い、受託業務の範囲を明確にして、税理士等の責任の限界を明らかにする。そのうえで、責任をもって業務を遂行できる態勢作りに努め、委嘱形態を再検討するとともに、各税理士等の事務所の実情に適合した「業務契約書」の作成に努める。

(2) スケジュール管理

税理士の仕事には、申告期限・申請期限・届出期限というタイムリミットがある。申告期限に間に合わないことは、単に履行遅滞であるばかりではなく、期限内に申告書を作成して提出するという、委嘱契約の本旨に係ることであり、スケジュール管理は極めて重要である。

(3) 専門家として研究研鑽に努める

税理士法第 39 条の 2 の規定を受け、本会会則第 59 条において「税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない。」とされ、税理士会員の研修受講義務が規定されている。また、研修の受講時間について、「税理士会員は、本会、日本税理士会連合会等が実施する研修を、一事業年度に 36 時間以上受けなければならない。」と規定している。

(4) 業務の記録

税理士法第 41 条及び第 48 条の 16 において、税理士は税理士業務に関して業務処理簿を作成し、記録を残すことが義務付けられている。税理士は、業務処理簿を記録しておくことで、自らの受任業務の範囲を明確にするるとともに説明責任を果たすことができる。

また、税理士が行った税理士業務のてん末を明らかにしておくことは、税理士がその後における事案の推移に応じて、事案の全貌と経緯を絶えず把握するのに必要なだけでなく、税務折衝の段階において参考になる。

また、税理士の賠償責任が問われている今、税理士自身、自己防衛として業務の過程等の内容を記録しておく必要があり、職員の業務日誌等もリスク回避につながる。

(5) 消費税の届け出等の予定の検討

消費税の各種選択適用届出書の提出を失念したことによる損害賠償事故が非常に多い。毎事業年度終了前に依頼者と面談し次年度の予測を行い、本則課税と簡易課税の有利・不利の検討を行い、適用ミスのないようにしなければならない。そのためには、消費税届出関係管理台帳等を作成し、提出漏れのないようにすることが大切である。

「税理士職業賠償責任保険」の「事前税務相談業務担保特約」（任意加入）に加入することが推奨される。なお、この特約のみに加入することはできない。

(6) 使用人の指導と監督

使用人等が行う補助業務に対しても、税理士業務の一環である以上、高い水準での善管注意義務が要求され、使用人等の過失に起因するものであっても税理士の債務不履行として民事責任が問われることになる。

税理士法第 41 条の 2 に「使用人等に対する監督義務」規定があり、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。補助者が行う業務についても、税理士同様に、高度な注意義務、忠実義務、指導助言義務等があることを、日頃より補助者によく説明し、事務所をあげての業務水準の向上に努めなければならない。

(7) 情報の管理

税理士法第 38 条により、税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、または窃用してはならないとして、守秘義務が課されている。このように、税理士等の事務所における情報管理の徹底は、今に始まったわけではなく、守秘義務という法律上の責任を持つ職業としては、当然の義務であったことはいうまでもない。情報の流出は、損害賠償請求の対象となるばかりでなく、税理士等としての信頼を裏切ることになる。

万が一、情報の漏洩が生じた場合に備えて、「税理士職業賠償責任保険」の「個人情報漏えい保険担保特約」（任意加入）に加入することが推奨される。なお、この特約のみに加入することはできない。

事故原因の種類と防止策

1 税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等）

税法・省令・通達の不知（見落とし）、不十分な理解や解釈誤り

2 事実関係

事実関係の不確認、確認不十分

3 税法・省令・通達と事実関係の当てはめ誤り

所得の種類区分、課税・非課税・不課税区分などの判断誤り、検討誤り

4 申告書・申請書・別表・届出書

提出失念や書式・用紙誤り、記載誤り、記入漏れ、添付書類不足や添付書類誤り、過去の届出書提出状況の確認不足

5 申告期限・届出期限等

期限の失念、期限を誤って認識

6 シミュレーション

申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合のシミュレーションの失念
シミュレーション内容の誤り

7 計算誤り、会計処理の誤り

足し算・引き算誤り、法令規定の計算順序の誤り、定率法と定額法の誤り

8 依頼者への説明不足、依頼者の意思確認不足

税法上の選択（消費税や租税特別措置法等）、課税事業者選択届、簡易課税制度選択届

9 思い込み

所得税編

事故事例 1 所得税（上場株式等関連）

事例

1

所得税

上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算を失念した結果、過大納付所得税等が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者の所得税の確定申告に際し、上場株式等の譲渡損失が発生していたが、当該損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算を行わずに所得税の確定申告書を提出した。

その後税理士は、上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算の計算漏れがあったものとして更正の請求を行ったが、本特例は適用を受けようとする年分の確定申告書に損益通算の特例の適用を受ける旨の記載をし、一定の書類の添付をすることが必要であることから更正の請求は認められなかった。

依頼者は、税理士が確定申告に際し上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算を行っていれば本特例が適用できたものと主張し、税理士が適用を失念したことにより所得税及び復興特別所得税の過大納付税額が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

コメント

上場株式等に係る譲渡損失については、上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につきその上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他一定の書類を確定申告書に添付し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に、上場株式等の譲渡損失の繰越控除を受ける金額に関する明細書その他一定の書類の添付をすることにより3年間繰り越され、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除することができる。

本件においては、税理士が上場株式等に係る譲渡損失を繰り越すために必要な要件を満たして確定申告を行っていたため、損失を繰越した翌年分の確定申告において当該損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算を行い、結果的に損害額が生じなかったため、保険金支払いの対象外であると判断された。

（税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋）

〔事故原因の種類〕

6. 申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合のシミュレーションの失念
8. 依頼者への説明不足、依頼者の意思確認不足
(税理士職業賠償責任保険・事故原因の種類)

〔検討〕

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算と上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

株式等の譲渡損失の金額は、原則として、他の所得との通算をすることはできず、その損失の金額は生じなかったものとみなされる（措法 37 の 10①、37 の 11①）。

ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額については、その譲渡の年の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税に係るものに限る。）の計算上控除することができるほか、一定の要件のもとに、その譲渡の年の翌年以後 3 年以内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税に係るものに限る。）から控除する特例が設けられている（措法 37 の 12 の 2、措令 25 の 11 の 2）。

事故事例2 所得税（住宅借入金関連）

主契約 事例

8

所得税

認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用すべきところ、誤って認定長期優良住宅新築等特別税額控除を適用したことにより過大納付所得税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者の平成29年分の所得税申告において、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例（以下、住宅ローン控除という）の適用を選択すべきところ、制度の誤認識から認定長期優良住宅新築等特別税額控除を選択した。

認定長期優良住宅新築等特別税額控除は居住年分のみ税額控除である一方、住宅ローン控除は居住年から10年間適用可能であり住宅ローン控除を適用した方が有利であることが明らかであったことから、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 税理士が、平成30年の確定申告書作成時に誤りに気づき発覚した。更正の請求等による対応ができないため、今後将来の住宅ローン控除適用可能期間において損害が発生しうることが確定した。

事故の原因

- 税理士は、認定長期優良住宅新築等特別税額控除が居住年分のみ適用されるとの認識がなかったため、控除限度額が大きい認定長期優良住宅新築等特別税額控除のほうが住宅ローン控除よりも有利であると判断してしまった。

税賠保険における判断

- 誤って認定長期優良住宅新築等特別税額控除を選択したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 現時点では将来にわたり適用要件を充足し続けることが確定していない。保険金の支払いに際しては、借入残高や所得要件等の適用要件を満たしていることを毎年確認したうえで、当該年分の住宅ローン控除額に相当する過大納付分が保険金として支払われることになる。

（税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋）

〔事故原因の種類〕

1. 税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等）
6. 申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合のシミュレーションの失念

（税理士職業賠償責任保険・事故原因の種類）

〔検討〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴う、従来の住宅ローン税額控除制度と、長期優良住宅に係る「住宅ローン税額控除」と「所得税額の特別控除」制度

長期優良住宅等の認定を受けた家屋（認定低炭素住宅を含む。以下、「認定住宅」という。）を、金融機関からの住宅借入金 5,000 万円と自己資金 1,000 万円により取得する場合、認定住宅に係る「住宅ローン税額控除」と「所得税額の特別控除」の 2 つの制度のいずれかを選択することができる。

「住宅ローン税額控除」を適用する場合、本年の住宅借入金等特別控除額は 50 万円となり、居住年以後 10 年間の各年にわたって、借入金残高の 1.0%（50 万円を限度とする。）をその年分の所得税の額から控除できる。また 11 年目から 13 年目までの各年においては、借入金残高の 1.0% 又は税抜の家屋の価額 $\times 2\% \div 3$ のいずれか少ない金額をその年分の所得税の額から控除できる。

一方、「所得税額の特別控除」を適用する場合、居住年の所得税額から、認定住宅に係る税額控除として 65 万円を控除することができる。

事故事例3 所得税（減価償却費計上誤り関連）

主契約 事例

10

所得税

建物の減価償却費計上失念により過大納付所得税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、昭和63年に依頼者との関与を開始した。昭和63年に依頼者の妻は土地の譲渡について特定の事業用買換え特例適用に係る買換え承認申請書を提出し、平成元年10月に買換資産を取得（依頼者も共有持分を取得）したが、平成元年分以降の取得建物の減価償却資産の計上を失念し、所得税確定申告書を提出した。

その後、平成14年に依頼者の妻の死亡により依頼者が妻持分を相続取得した際に、減価償却費の計上を失念してしまった。

令和元年に依頼者は当該不動産を譲渡し、令和2年3月の令和元年分譲渡所得申告（建物取得費は不明として概算取得費により申告）をしたが、後日、譲渡所得の取得費の計上誤りと不動産所得の減価償却費の計上懈怠が判明した。

同年6月、平成27年～令和元年分所得税の更正の請求書を提出し認容されたが、減額更正不能期間について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 税理士は、依頼者から取得時以降の申告資料の提供を受け、譲渡所得の取得費の計上誤りと不動産所得の減価償却費の計上懈怠が発覚した。

事故の原因

- 依頼者が妻持分を相続取得した際に、税理士が平成14年分～令和元年分まで相続財産の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

- 配偶者の事業用資産の買換えから平成14年の相続に際して、依頼者が財産（建物）を相続したにもかかわらず、その相続財産の確認を怠り、減価償却資産の計上を失念し相続建物の減価償却費を計上しなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 更正の請求により救済された平成27年分以降を除く平成14年分から平成26年分の過大納付所得税額等約700万円より税効果による回復額20万円を差し引いた約680万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約650万円が保険金として支払われた。

（税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋）

〔事故原因の種類〕

1. 税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等）

9. 思い込み

（税理士職業賠償責任保険・事故原因の種類）

〔検討〕

- ・ 平成元年分以降の取得建物の減価償却資産の計上を失念
- ・ 平成14年依頼者の妻死亡による依頼者の妻持分を相続取得した際の減価償却費計上を失念
- ・ 令和2年譲渡の申告後、譲渡所得の取得費の計上誤りと不動産所得の減価償却費の計上懈怠が判明

昭和63年	依頼者との関与開始
同	依頼者の妻の土地の譲渡について特定の事業用資産買換え特例適用に係る買換え承認申請書を提出
平成元年	10月に買換え資産を取得（依頼者も共有持分を取得）
平成14年	依頼者の妻の死亡により依頼者が妻持分を相続取得
令和元年	依頼者が当該不動産を譲渡
令和2年	3月に令和元年分譲渡所得申告（建物取得費は不明として概算取得費により申告）

事業用資産の買換えの特例を受けた場合には、その買い換えた事業用資産（買換え資産）の取得価額は、買換え資産を実際に購入した価額などではなく、売却した事業用資産（譲渡資産）の取得費を引き継ぐことになる。

したがって、将来、買換え資産を売却した場合の取得費やその買換え資産が建物や機械装置である場合の事業所得の計算における減価償却費の額も、譲渡資産から引き継いだ取得費を基にして計算することになる。

なお、相続や贈与により取得した資産について、被相続人や贈与者がこの事業用資産の買換えの特例を受けていた場合も同様に、被相続人や贈与者が譲渡資産から引き継いだ取得価額を基に計算する。（措法37の3、措令25の2）

法人税編

事故事例 1 法人税（雇用者給与支給増加税額控除関連）

主契約 事例

14

法人税

所得拡大促進税制の適用失念により 過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者法人の平成29年3月期以前について、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（所得拡大促進税制）を適用することを失念してしまった。

依頼者法人へ報告したところ、後日、税理士は依頼者法人から内容証明郵便にて損害賠償請求をする旨の通知を受領した。

事故発覚の経緯

- 依頼者法人より、社員給与増加による節税策適用報告書の有無に関する質問があり税理士が確認したところ、平成30年3月期は適用しているが、平成29年3月期以前については、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（所得拡大促進税制）を適用していないことに気づき発覚した。

事故の原因

- 税理士は毎年の税制改正について研修等で学んでいたが、不注意から本事例において適用することを失念してしまったため。

税賠保険における判断

- 依頼者法人の平成27年3月期と平成28年3月期の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（所得拡大促進税制）の適用を怠り、法人税確定申告書を作成提出したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付法人税額約700万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約670万円が保険金として支払われた。

（税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋）

〔事故原因の種類〕

1. 税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等）

4. 申告書・申請書・別表・届出書

（税理士職業賠償責任保険・事故原因の種類）

〔検討〕

依頼者法人より、社員給与増加による節税策適用報告書の有無に関する質問があり税理士が確認したところ、平成30年3月期は適用しているが、平成29年3月期以前については、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（所得拡大促進税制）を適用していないことに気付き発覚した。

〔制度概要〕

- ① 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。）において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が100分の2以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の100分の15（教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が100分の20以上である場合には、100分の20）相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の100分の20相当額を限度とする。
- ② 青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が100分の1.5以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の100分の15（次に掲げる要件を満たす場合には、100分の25）相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の100分の20相当額を限度とする。
 - イ 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が100分の2.5以上であること。
 - ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が100分の10以上であること。

(ロ) その中小企業者等が、その事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

(措法 42 の 12 の 5)

沿革	
平成 25 年	創設
平成 26 年	適用年度が 2 年延長されるとともに、雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が事業年度の区分に応じた割合に見直された。また、平均給与等支給額に係る要件についても見直された。
平成 27 年	雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合に係る要件が、事業年度の区分に応じ引き下げられた。
平成 28 年	雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度との重複適用措置が整備された。
平成 30 年	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の特別税額控除制度に改組された。基準年度比の給与総額の増加要件から前年度比の給与水準の増加要件へと変更され、大法人にあっては一定以上の国内設備投資が求められるとともに、基準年度からの給与総額の増加ではなく、前年度からの給与総額の増加額に対して一定の税額控除ができる制度とされた。大法人の税額控除限度額が法人税額の 20% (改正前 10%) 相当額まで引き上げられた。
令和 2 年	国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の 95% (改正前 90%) 以上とされた。
令和 3 年	適用要件を一部見直し、簡素化した上で、適用期限が 2 年延長された。

事故事例2 法人税（事前確定届出給与関連）

2

法人税

事前確定届出給与の提出失念により 過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士が依頼者より事前確定届出給与に関する届出書（以下、届出書という）の提出依頼を受けたが、その届出書の提出を失念してしまい、過大納付法人税額を発生させたとして依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 申告後に税務署からの問い合わせを受け、届出書提出失念の事実が発覚した。

事故の原因

- 依頼者より届出書の提出依頼を受けたが、後日作成しようと思いつく対応しなかったため、そのまま提出を失念してしまうことになった。

税賠保険における判断（保険金支払対象外と判断した理由）

- 賠償請求後に、税理士が改めて要件の確認をしたところ、該当の賞与は前期のいわゆる決算賞与として支給されたものであることが判明した。この決算賞与は、職務執行期間開始の日から1月を経過する日後に支給額が確定するものであることから、そもそも損金算入のための要件を満たさないものであったため、保険金支払の対象外と判断された。
- 事前確定届出給与として損金算入をするためには、職務執行期間開始の日から1月を経過する日とその開始の日の属する事業年度開始の日から4月を経過する日のいずれか早い日など一定の日までに届出書を提出する必要がある。いわゆる決算賞与は、職務執行期間が終了した後に支給の決議をすることから、損金算入の要件を満たさないことが多い。本件のように賠償請求を受けたとしても改めて慎重に要件の検討を行うことが必要である。

（税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋）

〔事故原因の種類〕

5. 申告期限・届出期限等

(税理士職業賠償責任保険・事故原因の種類)

〔検討〕

申告後に税務署からの問い合わせを受け、届出書提出失念の事実が発覚した。

(1) 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき、所定の時期に確定額（この確定額には、金銭のみならず所定の時期に確定した数の株式または新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与も含まれる。以下同様。）を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与および業績連動給与以外のものとされている。

すなわち、役員給与の支給について、事前に、支給時期および支給金額が確定しているものをいう。

この事前確定届出給与については、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を所轄税務署長に期限までに届出の必要がある。

この他事前確定届出給与には法人がその役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて、特定譲渡制限付株式による給与が含まれる。

(平成28年4月1日以後に交付に係る決議をする特定譲渡制限付株式等について適用。)

この特定譲渡制限付株式による給与のうち、一定の要件を満たすものについては所轄税務署長への届出が不要のケースがある。

(2) 事前確定届出給与の届出期限

所轄税務署長に対する届出は、「事前確定届出給与に関する届出書」の用紙により、次の期限までに届出を要することになる。

①平成19年度税制改正以前

次のイ、ロのうちいずれか早い日までに届出の必要がある。

イ その役員の職務執行開始日

ロ 事業年度開始の日から3月を経過する日

②平成19年度税制改正以後

次のイ、ロのうちいずれか早い日までに届出する必要があります。

イ 株主総会等の決議をした日から1月を経過する日

ただし、決議をした日が役員の職務執行を開始する日以後である場合には、当該開始する日から1月を経過する日

ロ 事業年度開始の日から4月を経過する日

このように、平成19年度の税制改正により届出期限が伸長された。

平成19年の改正以前は、届出期限が早急で実務的に対応するのが困難でしたが、改正により届出期限の緩和が図られている。ただし、平成29年度の税制改正により上記②ロの取り扱いについては確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた会社は指定を受けた月数に3を加えた月数と改定されている。

事故事例3 法人税（投資促進税制関連）

主契約 事例

8

法人税

国庫補助金の圧縮記帳と中小企業投資促進税制の重複適用ができないものと誤認した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者の法人税確定申告にあたり、自治体からの補助を受けて取得した機械装置につき、法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用をした。税理士は、同条の規定と租税特別措置法第42条の6（いわゆる、中小企業投資促進税制）の重複適用ができないものと誤認し、税額控除の規定を適用しなかった。

税額控除を適用しなかったことによる過大納付法人税額等につき、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

コメント

一般に、一つの固定資産の取得につき租税特別措置法規定の重複適用はできないものとされるが、法人税法の本法規定と租税特別措置法規定の重複適用はできるものとされる。

本件においても、重複適用は可であったが、税理士は重複適用ができないものと思い込み、租税特別措置法規定の適用を失念した。本件事故は、租税特別措置法規定の適用可否につき、税理士の思い込みが原因であったことから税理士に責任ありと判断され、過大納付税額約750万円から税効果による回復額を差し引いた約650万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約620万円が保険金として支払われた。

（税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋）

〔事故原因の類型〕

1. 税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等）
6. 申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合のシミュレーションの失念
9. 思い込み

（税理士職業賠償責任保険・事故原因の類型）

〔検討〕

（１）中小企業者等の特定経営力向上設備等の特別税額控除（特別償却を含む。）

青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等が、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及び一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（特定経営力向上設備等）の取得等をして、指定事業の用に供した場合には、その取得価額の7%（一定の中小企業者等がその事業の用に供したものについては、10%）相当額の特別税額控除とその取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とのいずれかを選択して適用することができる。この場合、特別税額控除額については、本制度、措置法42条の6の制度又は同法42条の12の3の制度の特別税額控除措置と合計して当期の税額の100分の20相当額を限度とし、税額控除限度超過額については1年間の繰越しができる。

（措法42の12の4）

（２）租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について（42の12の4-5）

42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の12の4―9（2）に掲げる場合を含む。）は、その

圧縮記帳後の金額（42の12の4—9（2）に掲げる場合にあっては、42の12の4—9（2）に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。

税理士職業賠償責任保険に係る留意点

(1) 税理士職業賠償責任保険の概要

日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士及び税理士法人を保険加入者とする団体契約（毎年7月1日から1年間）であり、個人用保険（対象：開業税理士・所属税理士）と、法人用保険（対象：税理士法人）の2種類ある。

<p>主契約の内容</p>	<p>税理士または税理士法人が、その資格に基づいて行った業務に起因して保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受け（※）、法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害のうち、<u>保険加入者および被保険者のどなたも当該業務を委嘱した被害者ではない場合</u>に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>※ 税理士業務を行った（申告書作成提出など）時の保険加入有無は問いません（下線部分は2019年7月から追加適用となりました）。</p>
<p>保険加入者の対象</p>	<p>開業税理士・税理士法人・直接受任業務を行う所属税理士</p>
<p>被保険者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険加入者の開業税理士本人及び業務の補助者たる税理士 ■ 保険加入者の税理士法人及び社員税理士、使用人税理士 ■ 保険加入者の所属税理士本人
<p>加入受付期間と保険期間</p>	<p>初年度の加入受付期間は、毎年6月から3月末日までです。</p> <p>保険開始日は、保険料払込日の翌月1日午後4時から、保険満期日は、7月1日午後4時です。</p> <p>2年目以降の加入受付期間は、4月から6月末日までです。</p> <p>保険開始日は、7月1日午後4時から、保険満期日は、翌年7月1日午後4時です。</p>

<p>保 険 料</p>	<p>主契約保険料は、主契約タイプと事務所の人員数によって決まります。有料オプション（特約）を追加する場合は、主契約保険料に特約保険料を加算します。初年度は、加入月数分を一括払いです。</p> <p style="text-align: center;">計算式：年間保険料×$\frac{\text{加入月数}}{12}$</p> <p>2年目以降は年間保険料を一括払いとなります。</p> <p>※「年間保険料」とは、主契約保険料と特約保険料（有料オプション）を合算した1年間の保険料のことです。有料オプション（特約）を追加しない場合は、1年間の主契約保険料のみです。</p>
<p>加入手続き</p>	<p>申込書「加入依頼書兼払込取扱票」に契約内容を記入・押印のうえ、保険料をゆうちょ銀行（郵便局）からお払込みください。初年度は、上記「郵便局払込方式のみ」の受付となります。</p> <p>団体契約（日本税理士会連合会）につき、個々の銀行振込は対応できませんので何卒、ご了承願います。</p> <p>契約更新時からは保険料口座振替がご利用できます。</p>

○有料オプション

<p>事前相談特約</p>	<p>事前税務相談業務担保特約を付帯した場合は、主契約の税務相談には該当しない事前税務相談業務による過大納付税額（還付不能税額）・費用損害リスクを補償します。</p>
<p>情報漏洩特約</p>	<p>情報漏えい担保特約を付帯した場合は、「情報の漏えい」または「情報漏えいのおそれ」による賠償リスク・費用損害リスクを補償します。</p>

※ 上記内容は、税理士職業賠償責任保険の一部をご説明したものです。

(2) 補償期間延長に関する特則

記名被保険者において、保険期間中に次のいずれかの事由が生じた場合は、保険期間の途中で解約しない場合に限り、次年度以降の更新手続きおよび保険料は不要のうえ、補償期間が保険期間終了日以降 10 年間延長される。

したがって、当該事由が生じる前に行った業務につき記名被保険者、またはその相続人に対して損害賠償請求がなされたときは、保険期間終了後 10 年以内であれば、その請求は保険期間終了日に提起されたものとみなして補償される。

〈対象事由〉

記名被保険者	対象事由
開業税理士	①税理士登録の抹消* ②税理士法人の社員税理士に変更登録 ③他の開業税理士もしくは税理士法人の所属税理士に変更登録
税理士法人	解散
所属税理士	①税理士登録の抹消* ②開業税理士に変更登録 ③税理士法人の社員税理士に変更登録

※税理士法第 26 条第 1 項第 3 号のうち同法第 25 条第 1 項第 3 号以外の事由に該当して登録が抹消された場合を除く。

〈補償について〉



(3) 保険の対象となる損害

国内において、税理士等の職業上、相当の注意をしなかったことに基づいて提起された損害賠償請求について、法律上、賠償責任を負担することによる損

害が対象である。対象となるのは、税理士法に規定する次の業務上の責任に限られる。

- ①税務代理（法 2 条 1 項業務）
- ②税務書類の作成（法 2 条 1 項業務）
- ③税務相談（法 2 条 1 項業務）
- ④上記①～③の業務に付随して行う財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行（税理士法 2 条 2 項業務）
- ⑤裁判所での補佐人としての陳述（法 2 条の 2 に規定する業務）

※ 税理士等が日本国内において税理士の資格に基づいて遂行した一定の業務に起因して、職業上相当な注意をしなかったことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を対象としているため、上記①から⑤以外の業務を起因とする損害賠償責任については保険の対象にならない。

なお、この保険では、使用人等が税理士等の業務の遂行補助者として業務を遂行するうえで過失があったことにより、税理士等がその使用者として法律上の損害賠償責任を追及された場合も支払の対象となる。また、所属税理士が自らの名で受任した業務についても、単独で当該保険に加入すべきである。

（４） 保険期間中の注意点

①開業税理士から社員税理士へ登録を変更する場合

開業税理士から社員税理士へ登録変更（税理士法人を新設）した場合は、新たに法人用保険に加入する必要がある。なお、保険期間の途中で開業税理士から社員税理士へ登録変更した場合、補償期間延長の特則により、保険期間終了後 10 年以内に、開業税理士のときに行った業務について損害賠償請求が提起された場合は補償の対象となる。ただし、この特則の適用を受けるためには、保険期間の途中で解約をせず、保険期間終了日まで加入していた場合に限られるので注意が必要である。

また、新設法人の法人用保険開始日は、保険料払込月の翌月 1 日午後 4 時からになることから法人設立準備段階から加入手続きを行う必要がある。

②所属税理士へ登録変更をする場合

所属税理士は、他の開業税理士または税理士法人の補助者として税理士業務に従事することから、当該開業税理士または税理士法人が保険に加入していれば、被保険者として扱われることになる。したがって、個人的に保険に加入する必要はありません。ただし、所属税理士が直接受任する業務は保険の対象外となるので注意が必要である。

③業務廃止（登録の抹消）の届出をする場合

保険を解約（脱退）した場合、解約日以降は一切補償がなくなることになる。一方、保険を解約せず、保険期間の終了日まで加入することにより、業務廃止前に行った業務について損害賠償請求が提起されても、補償期間延長に関する特則により、保険期間終了後 10 年間は補償が継続される。

④税理士事務所の代表者を変更する場合

税理士事務所の代表者を変更する場合は、新たな名義で個人用保険に加入する必要がある。なお、代表者変更前のときに行った業務についての補償を残したい場合は、次のような取扱いになる。

- (i) 前代表者が開業税理士登録をそのままにした場合：前代表者名義で引き続き保険に加入する必要がある。
- (ii) 前代表者が登録抹消または所属税理士へ登録変更をした場合：補償期間延長（10 年）の特則が適用される。ただし、前代表者が所属税理士に登録変更後、業務を直接受任する場合は、個別に個人用保険に加入する必要がある。

参照：(株)日税連保険サービス，税理士職業賠償責任保険，
<http://www.zeirishi-hoken.co.jp/zeibai/index.html>